

# 新潟テルサフィットネスセンター

## 定期券の払い戻しについて

令和元年9月6日

### ○払い戻し開始日

令和元年9月10日（火）

### ○払い戻しの額

利用の中止を申し出た日において、次の区分に応じて払い戻します。

#### 1 利用期間前

定期券の使用料の額

#### 2 利用期間内

利用期間の開始日から利用の中止を申し出た日までの経過した月数（1か月に満たない端数は1か月とする）に応じた額を、定期券の使用料の額から控除した残りの額。

ただし、開始日から9日以内に利用の中止の申出をした場合は、申出日までの日数に利用券1回あたりの使用料の額を乗じて得た額を、定期券の使用料の額から控除した残りの額。

### ○利用の中止の申請

利用の中止の申出をする日に、使用料還付申請書の提出が必要です。

申請書に必要事項（氏名、住所、振込先の金融機関名・支店名・口座番号など）を記入・押印のうえ、定期券を添えてフィットネスセンター窓口にて提出してください。

※窓口での現金による払い戻しは行いません。

## ▶ 定期券払い戻しの計算方法

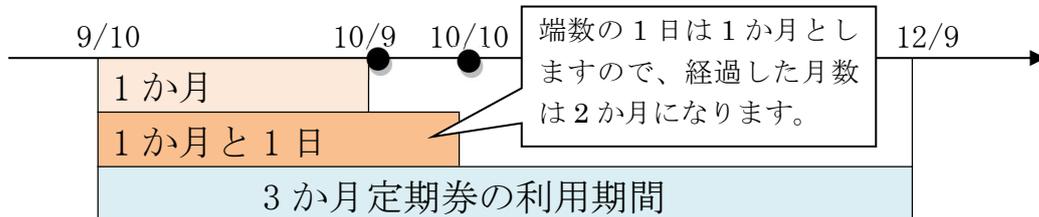
- 利用期間内に利用の中止の申出をした場合  
(利用期間の開始日から10日以上経過)

$$\text{定期券額} - \text{経過した月数に応じた額 (下表参照)} = \text{払い戻し額}$$

### ✓ 経過した月数

利用期間の開始日から利用の中止を申し出た日までの経過した月数をいいます。なお、1か月に満たない日数が生じたときは、これを1か月とします。

(例) ●印の日に申し出た場合



### ✓ 1か月定期相当額

フィットネスセンターに1か月定期券の取り扱いはありませんが、払い戻しに対応するため、「1回利用券×10回＝1か月定期相当額」として相当額を設定します。

### ✓ 経過した月数に応じた額

1か月	1回利用券×10回 (1か月定期相当額)
2か月	1か月定期相当額×2
3か月	3か月定期券額
4か月	3か月定期券額 + 1か月定期相当額
5か月	3か月定期券額 + (1か月定期相当額×2)

- 利用期間内に利用の中止の申出をした場合  
(利用期間の開始日から9日以内)

利用期間の開始日から9日以内に利用の中止の申出をした場合は、開始日から申出日までの日数に応じて、次の方法により払い戻します。

$$\text{定期券額} - (1 \text{ 回利用券} \times \text{申出日までの日数 (9日以内に限る)}) = \text{払い戻し額}$$

## 払い戻しの例

○ 利用期間が9月10日から12月9日までの3か月定期券の場合

例：10/14に利用の中止の申出をした場合

9/10～10/14までは1か月と5日となり、1か月に満たない端数の5日は1か月としますので、経過した月数は2か月となります。

3か月定期券額－(1か月定期相当額×2か月)＝払い戻し額

【一般】15,600円－(6,000円×2)＝3,600円

【高齢者】11,700円－(4,500円×2)＝2,700円

○ 利用期間が9月10日から3月9日までの6か月定期券の場合

例：1/14に利用の中止の申出をした場合

9/10～1/14までは4か月と5日となり、1か月に満たない端数の5日は1か月としますので、経過した月数は5か月となります。

6か月定期券額－(3か月定期券額＋1か月定期相当額×2か月)＝払い戻し額

【一般】28,800円－(15,600円＋6,000円×2)＝1,200円

【高齢者】21,600円－(11,700円＋4,500円×2)＝900円

○ 利用期間の開始日から9日以内に利用の中止の申出をした場合

例：利用期間が9月10日から12月9日までの3か月定期券で、9/13に利用の中止の申出をした場合

開始日の9/10から利用の中止の申出をした9/13までは4日です。

3か月定期券額－(1回利用券×申出日までの日数)＝払い戻し額

【一般】15,600円－(600円×4日)＝13,200円

【高齢者】11,700円－(450円×4日)＝9,900円

※6か月定期券の場合：3か月定期券額を6か月定期券額に置き換えて計算。